

○ 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則

昭和五十年三月二十九日

秋田県規則第八号

改正 昭和五二年一月二九日規則第一号

昭和五三年七月一八日規則第四七号

昭和五四年六月五日規則第二六号

昭和五五年八月九日規則第三七号

昭和五六年三月二七日規則第一一号

昭和五七年三月二七日規則第七号

昭和五八年七月二三日規則第四一号

昭和五九年五月二六日規則第二八号

昭和六〇年六月二五日規則第二五号

昭和六一年五月二〇日規則第二一号

昭和六二年六月二三日規則第二八号

昭和六三年五月三一日規則第二三号

平成元年六月二三日規則第二九号

平成二年六月二六日規則第三二号

平成三年五月二四日規則第二三号

平成四年六月二三日規則第三〇号

平成五年七月二日規則第三〇号

平成六年三月三一日規則第二六号

平成七年一月二七日規則第一号

平成七年五月一六日規則第二七号

平成八年六月二一日規則第一四一号

平成九年五月二七日規則第六七号

平成一〇年六月一九日規則第四六号

平成一一年六月二二日規則第五七号

平成一二年六月二三日規則第九五号

平成一三年八月一〇日規則第六九号

平成一四年一〇月八日規則第五九号

平成一五年六月一三日規則第五四号

平成一六年七月二三日規則第四九号
平成一六年八月六日規則第五〇号
平成一六年一二月二四日規則第六五号
平成一七年三月三十一日規則第五七号
平成二二年六月一八日規則第三〇号
平成二六年三月二八日規則第三一号
平成三〇年三月三〇日規則第四二号

〔秋田県高等学校定時制課程修学資金貸与条例施行規則〕をここに公布する。

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則

(昭五二規則一・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和五十年秋田県条例第十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭五二規則一・一部改正)

(貸与の申請等)

第二条 条例第二条に規定する修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に収入調書及び在学証明書を添えて、現に在学する高等学校の長(以下「校長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、住所及び生年月日
- 二 連帯保証人の氏名、住所及び生年月日
- 三 高等学校の名称及び所在地並びに入学の年月日
- 四 修学資金の貸与を受けようとする期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の申請に関し知事が必要と認める事項

2 前項の申請書の提出期限は、毎年五月三十一日とする。ただし、定時制課程(学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に限る。)に在学する者にあつては、毎年五月三十一日及び十一月三十日とする。

3 第一項の収入調書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとし、かつ、当該事項を証する申請者又は当該申請者を扶養している者に係る給与その他の収入の支払をする者の記名押印がされたものでなければならない。

- 一 申請者(当該申請者が扶養親族となっている者である場合にあっては、当該申請者を扶養している者)の氏名及び住所並びに当該申請者との続柄
- 二 給与及びその他の収入の総額並びにこれらの内訳
- 三 前二号に掲げるもののほか、申請者又は当該申請者を扶養している者の収入に関し知事が必要と認める事項

(昭五三規則四七・平六規則二六・平二六規則三一・一部改正)

(貸与の決定)

第三条 知事は、前条の規定により提出された書類の審査によつて修学資金を貸与する者を決定したときは、その旨を別に定める様式による通知書により校長を経由してその者に通知するものとする。

(平二六規則三一・一部改正)

(貸与資格の認定の基準となる所得金額)

第四条 条例第二条第二号の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 申請者が独立の生計を営む者(次号に掲げる者を除く。)である場合 申請者の所得が二百七十九万円
- 二 申請者が扶養親族(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。次号において同じ。)を有している者である場合 申請者の所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の百分の百九十二に相当する金額
- 三 申請者が扶養親族となっている者である場合 申請者を扶養している者の所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の百分の百九十二に相当する金額

(昭五三規則四七・全改、昭五四規則二六・昭五五規則三七・昭五六規則一一・昭五七規則七・昭五九規則二八・昭六〇規則二五・昭六一規則二一・昭六二規則二八・昭六三規則二三・平元規則二九・平二規則三二・平三規則二三・平四規則三〇・平五規則三〇・平六規則二六・平七規則一・平七規則二七・平八規則一四一・平九規則六七・平一〇規則四六・平一一規則五七・平一二規則九五・平一六規則四九・平三〇規則四二・一部改正)

(修学資金の額)

第五条 条例第三条第一項の規則で定める修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 定時制課程

一年生 月額 一万四千元

二年生 月額 一万四千元

三年生 月額 一万四千元

四年生 月額 一万四千元

二 通信制課程

一年次生 月額 一万四千元

二年次生 月額 一万四千元

三年次生 月額 一万四千元

四年次生 月額 一万四千元

2 前項の規定にかかわらず、知事が別に定める高等学校に係る奨学を目的とする給付金の給付を受けることとなつた者に貸与する修学資金の額は、同項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から当該給付金の年額を十二で除して得た額(百円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)を控除して得た額とする。

(昭五三規則四七・追加、昭五四規則二六・昭五五規則三七・昭五六規則一一・昭五七規則七・昭五八規則四一・昭六二規則二八・昭六三規則二三・平元規則二九・平二規則三二・平三規則二三・平四規則三〇・平五規則三〇・平七規則一・平七規則二七・平八規則一四一・平九規則六七・平一〇規則四六・平一一規則五七・平一二規則九五・平一三規則六九・平一四規則五九・平一五規則五四・平一六規則四九・平二六規則三一・一部改正)

(契約書)

第六条 知事は、条例第二条の規定による契約を締結しようとするときは、第三条の貸与決定の通知を受けた者と別に定める様式による契約書を取り交わすものとする。

(昭五三規則四七・旧第五条繰下、平二六規則三一・一部改正)

(貸与の方法)

第七条 修学資金は、契約書に定められた貸与期間中毎月貸与する。ただし、知事は、特別の事情があるときは、数月分を合わせて貸与することがある。

(昭五三規則四七・旧第六条繰下)

(貸与契約の解除及び貸与の休止等)

第八条 知事は、条例第二条の規定による契約の相手方(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、契約を解除するものとする。

- 一 条例第二条各号に掲げる者に該当しなくなったとき。
 - 二 退学したとき。
 - 三 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 四 死亡したとき。
 - 五 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該各号に定める期間の修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日又は進級した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。
- 一 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間
 - 二 定時制課程に在学している修学生が進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するときは、当該年度の始めの月から終わりの月までの期間(当該年度の前年度以前の同一学年において、修学資金の貸与を受けなかつた期間を除く。)
- 3 知事は、貸与契約を解除し、又は貸与を休止したときは、校長を経由して修学生に通知するものとする。

(昭五三規則四七・旧第七条繰下、平六規則二六・平二六規則三一・一部改正)

(借用証書の提出)

第九条 修学生は、毎年四月十五日までに、前年の四月からその年の三月までに係る月の分として貸与を受けた修学資金の金額について借用証書を知事に提出しなければならない。

- 2 修学生又は連帯保証人は、前項の規定による場合のほか、前条第一項の規定により修学資金の貸与契約が解除されたときは、既に貸与を受けた修学資金の全額(前項の規定により提出した借用証書に係る分を除く。)について直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。

- 3 前二項の借用証書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

- 一 修学生の氏名及び住所
- 二 決定番号
- 三 連帯保証人の氏名及び住所
- 四 貸与を受けた修学資金の総額及びその貸与期間

(昭五三規則四七・旧第八条繰下、平二六規則三一・一部改正)

(返還)

第十条 第八条第一項の規定により、修学資金の貸与契約を解除された者は、解除された日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、貸与を受けた期間(修学資金の休止に係る期間を除く。)に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

(昭五三規則四七・旧第九条繰下)

(返還明細書の提出)

第十一条 前条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、貸与契約を解除された日(第十三条に規定する申請書を提出した者にあつては、当該申請に係る決定を受けた日)から起算して二十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による返還明細書を知事に提出しなければならない。

一 修学生であつた者の氏名及び住所

二 決定番号

三 連帯保証人の氏名及び住所

四 貸与を受けた修学資金の総額

五 返還の期間

六 返還又は払込みの期日

七 月賦又は半年賦の割賦による返還の方法及びその額

八 前各号に掲げるもののほか、修学資金の返還に関し知事が必要と認める事項

2 前項の規定により返還明細書を提出した者は、返還方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

一 修学生であつた者の氏名及び住所

二 決定番号

三 連帯保証人の氏名及び住所

四 希望する返還の方法

五 変更の理由

(昭五三規則四七・旧第十条繰下・一部改正、平二六規則三一・一部改正)

(返還の猶予)

第十二条 知事は、修学生が貸与期間満了後引き続き定時制課程又は通信制課程に在学する場合は、当該事由が継続する期間修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が第八条第一項の規定により貸与契約を解除された後において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間について返還債務の履行を猶予するものとする。

一 貸与を受けた者が高等学校、高等専門学校又は大学に在学するとき 当該在学する期間

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき 五年を超えない範囲内で知事が定めた期間

3 前二項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書面を添えて、事実の生じた日から起算して二十日以内に最終の修学資金の貸与を受けた時点において在籍していた高等学校の長を経由して知事に提出しなければならない。

一 第一項又は前項第一号に該当する場合は、在学証明書

二 前項第二号に該当する場合は、災害、疾病その他の理由により修学資金の返還が困難である旨を証するに足る書面

4 前項の申請書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

一 申請者の氏名及び住所

二 決定番号

三 貸与を受けた修学資金の総額、返還済額及び返還未済額

四 返還の猶予を受けようとする期間

五 返還の猶予を受けようとする理由

(昭五三規則四七・旧第十一条線下・一部改正、平六規則二六・平八規則一四一・平二六規則三一・一部改正)

(卒業と同等の事由)

第十二条の二 条例第五条第一項の規則で定める場合は、高等学校卒業程度認定試験規則 (平成十七年文部科学省令第一号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した場合とする。

(平六規則二六・追加、平一七規則五七・一部改正)

(返還免除の申請)

第十三条 条例第五条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者(第十八条に規定する届出書を提出した者を除く。)は、その免除事由発生後二十日以内に次に掲げる

事項を記載した別に定める様式による申請書にその事由を証する証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 修学生の氏名及び住所
- 三 決定番号
- 四 高等学校の名称
- 五 貸与を受けた修学資金の返還未済額
- 六 免除を受けようとする額
- 七 免除を受けようとする理由

(昭五三規則四七・旧第十二条繰下、平六規則二六・平二六規則三一・一部改正)

(連帯保証人の変更)

第十四条 修学生及び修学生であつた者(以下「修学生等」という。)は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他の連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、遅滞なく新たな連帯保証人を立てなければならない。

(昭五三規則四七・旧第十三条繰下、平一六規則六五・一部改正)

(修学生等の氏名等の変更の届出)

第十五条 修学生等は、当該修学生等の氏名又は住所を変更したときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 修学生等の氏名及び住所
- 二 決定番号
- 三 変更した事項
- 四 変更の年月日
- 五 変更の理由

2 前項の届出書には、氏名を変更した場合にあつては戸籍抄本を、住所を変更した場合にあつては住民票の写しを添えなければならない。

(平二六規則三一・全改)

(休学等の届出)

第十六条 修学生は、休学し、復学し、転学し、又は退学したときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書にその事由を証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 修学生の氏名及び住所

- 二 決定番号
- 三 休学した場合にあつては休学の期間、その他の場合にあつては復学、転学又は退学の年月日
- 四 転学した場合にあつては、転学先の高等学校の名称
- 五 休学、復学、転学又は退学の理由
- 六 転学し、又は退学した場合にあつては、その時まで貸与を受けた修学資金の総額及びその貸与期間

(平二六規則三一・追加)

(停学の処分の届出)

第十七条 修学生は、停学の処分を受けたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書にその事由を証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 修学生の氏名及び住所
- 二 決定番号
- 三 処分の内容
- 四 処分を受けた期間
- 五 処分を受けた理由

(平二六規則三一・追加)

(卒業の届出)

第十八条 修学生は、卒業したときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に卒業証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 修学生の氏名及び住所
- 二 決定番号
- 三 卒業した高等学校の名称
- 四 卒業の年月日

(平二六規則三一・追加)

(修学資金の貸与の辞退の届出)

第十九条 修学生は、修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 修学生の氏名及び住所
- 二 決定番号

- 三 連帯保証人の氏名及び住所
- 四 辞退の年月日
- 五 辞退の理由
- 六 貸与を受けた修学資金の総額及びその貸与期間

(平二六規則三一・追加)

(連帯保証人の氏名等の変更の届出)

第二十条 修学生等は、連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があつたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 修学生等の氏名及び住所
- 二 決定番号
- 三 変更した事項
- 四 変更の年月日
- 五 変更の理由

(平二六規則三一・追加)

(修学生等の死亡等の届出)

第二十一条 連帯保証人は、修学生等が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に当該修学生等の死亡診断書又は戸籍抄本若しくは除籍抄本を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 連帯保証人の氏名及び住所
- 二 修学生等の氏名
- 三 決定番号
- 四 死亡又は失踪の年月日

(平二六規則三一・追加)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 2 昭和四十九年度に貸与を開始する修学資金に係る修学資金貸与申請書の提出期限は、第二条第二項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附 則 (昭和五二年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年規則第四七号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(修学資金貸与申請書の提出期限の特例)

- 3 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例(昭和五十三年秋田県条例第二十七号)による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和五十年秋田県条例第十四号)第二条及び改正後の規則第四条の規定により、新たに高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与を受けることができることとなつた者の修学資金貸与申請書の提出期限は、昭和五十三年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、昭和五十三年七月三十一日とする。

附 則 (昭和五四年規則第二六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五五年規則第三七号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(修学資金の貸与の申請書の提出の特例)

- 3 改正後の規則第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることができることとなつた者は、昭和五十五年八月十五日までに修学資金の貸与の申請をすることができる。

附 則 (昭和五六年規則第一一号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年規則第七号)

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年規則第四一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第二五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けられることとなつた者の修学資金貸与申請書の提出期限は、昭和六十年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、七月三十一日とする。

附 則（昭和六一年規則第二一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年規則第二八号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（修学資金貸与申請書の提出期限の特例）

- 3 改正後の規則第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けられることとなつた者の修学資金貸与申請書の提出期限は、昭和六十二年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、六月三十日とする。

附 則（昭和六三年規則第二三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年規則第二九号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(修学資金貸与申請書の提出期限の特例)

3 改正後の規則第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることができることとなつた者の修学資金貸与申請書の提出期限は、平成元年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、六月三十日とする。

附 則(平成二年規則第三二号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(修学資金貸与申請書の提出期限の特例)

3 改正後の規則第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることができることとなつた者の修学資金貸与申請書の提出期限は、平成二年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、六月三十日とする。

附 則(平成三年規則第二三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則(平成四年規則第三〇号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則(平成五年規則第三〇号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則(平成六年規則第二六号)

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年規則第一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則 (平成七年規則第二七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則 (平成八年規則第一四一号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第四条及び第五条の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(修学資金貸与申請書の提出期限の特例)

- 3 改正後の規則第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることができることとなる者の修学資金貸与申請書の提出期限は、平成八年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、六月三十日(学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学する者にあつては、六月三十日及び十一月三十日)とする。

附 則 (平成九年規則第六七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則第四条及び第五条の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則 (平成一〇年規則第四六号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第四条及び第五条の規定は、平成十年四月一日から適用する。

(修学資金貸与申請書の提出期限の特例)

3 改正後の規則第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることができることとなる者の修学資金貸与申請書の提出期限は、平成十年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、六月三十日(学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学する者にあつては、六月三十日及び十一月三十日)とする。

附 則(平成十一年規則第五七号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第四条及び第五条の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(修学資金貸与申請書の提出期限の特例)

3 改正後の規則第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることができることとなる者の修学資金貸与申請書の提出期限は、平成十一年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、六月三十日(学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学する者にあつては、六月三十日及び十一月三十日)とする。

附 則(平成一二年規則第九五号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第四条及び第五条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

(修学資金貸与申請書の提出期限の特例)

3 改正後の規則第四条の規定により新たに修学資金の貸与を受けることができることとなる者の修学資金貸与申請書の提出期限は、平成十二年に限り、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、六月三十日(学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学する者にあつては、六月三十日及び十一月三十日)とする。

附 則(平成一三年規則第六九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年規則第五九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則（平成一五年規則第五四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

附 則（平成一六年規則第四九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則第五条の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一六年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第六五号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第五七号）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則様式第五号から様式第七号まで及び様式第十四号の規定は、この規則の施行の日以後に貸与される修学資金について適用し、同日前に貸与された修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年規則第三〇号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 3 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二六年規則第三一号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年規則第四二号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。